

重要土地等調査法※の一部を改正する法律案の概要

(※) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

背景

- ウクライナ侵略におけるドローン等を利用した「新しい戦い方」の出現
 - わが国周辺海域において、領海侵入事案等が繰り返し発生
- ⇒ 発見困難な方法による攻撃を未然防止するためには、防衛関係施設等の周辺の土地等を取得段階で規制する必要

秘密裏に集積されたドローン



出典：ウクライナ保安庁

改正の概要

取得規制の導入

現行制度

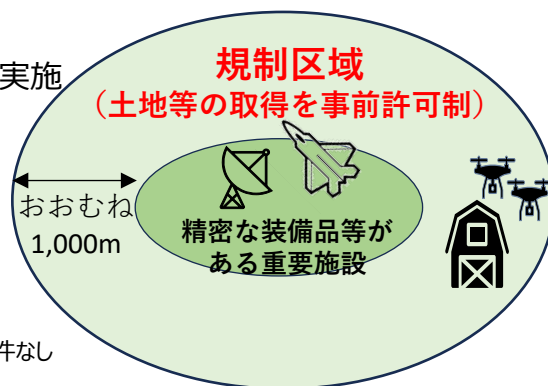
- 防衛関係施設や海上保安庁の施設の周辺等を「注視区域」又は「特別注視区域」に指定し、施設機能等を阻害する行為を規制（利用規制）。特別注視区域内の土地等※取得の事前届出を義務付け
- 機能阻害行為が認められた場合、審議会の意見を聴取した上で是正措置を勧告。勧告に従わない場合は命令

※200㎡以上の土地等に限る

追加される制度

以下の区域を「規制区域」に指定し、(1)～(4)の規制を実施

- ①秘密裏に集積されたドローン等の攻撃により著しく機能を阻害することが可能で、阻害された機能の回復が困難な施設（戦闘機やレーダーなど精密な装備品がある防衛関係施設、海上保安庁の施設）の周囲おおむね1,000m
- ②無人の国境離島



(1) 土地等※の所有権移転をする場合の事前許可 ※面積要件なし

以下に該当する者には原則として許可しない。

- ✓ 外国の政府及びその長、政府機関、政党等
- ✓ 外国の軍隊等の活動に現に従事する者
- ✓ 外国の法令等に基づき外国の軍隊の活動や政府の情報収集活動への協力義務を負う者等
- ✓ 上記の者が支配（実質的支配者（BO）を含む）している法人等
- ✓ 施設の損壊・情報収集活動、領海基線の損壊のおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

(2) 法人等が合併等により土地等を取得する場合、支配関係の変動により不許可の要件に該当する場合の届出

不許可の要件に該当することになった法人等に対しては、1年以内に第三者へ譲渡するよう命令（譲渡されなかった場合は、国が競売を申立て）

(3) 土地等を賃貸借する場合の事後届出

(4) 実効性の担保

- 事前許可を受けずに行われた土地等の所有権移転は無効とし、不動産登記を受け付けない
- 規制区域内で機能阻害行為を是正するため緊急の必要があるときは、勧告を経ずに是正措置を命令
- 内閣府職員による規制区域内の土地等への立入調査制度を創設。必要に応じて警察も立入調査し、機能阻害行為を探知した場合は、是正措置を求めるよう内閣総理大臣に意見を申出
- 所要の罰則を整備

重要施設の追加

注視区域の対象となる重要施設に、皇居、国会議事堂、総理官邸、危機管理行政機関の庁舎を追加

施行期日

公布から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日